

建築士事務所登録申請手続き等についての注意事項

2009年4月1日から新潟県が行っていた建築士事務所登録等の業務は、知事が指定する「新潟県指定登録機関等」の(社)新潟県建築士事務所協会に変更となりました。

登録申請の場合は、添付書類も含めて正副2部作成し、(社)新潟県建築士事務所協会に提出してください。

なお、登録有効期間は、登録日から5年間となっておりますので、更新忘れのないように留意してください。(登録有効期間については、申請書下欄に(社)新潟県建築士事務所協会に記載のうえ、返却します)。

1 登録申請書 (第五号書式)

(ア) 登録申請者氏名

・印の箇所には、登録申請者の氏名の記載及び印鑑を押印してください。

(ただし、自著の場合においては、押印を省略できます)

なお、法人の場合、登録申請者氏名には、法人の名称、法人を代表する者の役職及び氏名を記載し、法人の印鑑(会社の設立登記の際、法務局に届け出たもの)を押印してください。

・法人を代表する者とは、商法で規定された代表権又は業務を執行する権利を有する者のことです。

・業務を執行する権利を有する者とは、株式会社(取締役会設置会社を除く)の取締役、商法第70条の規定により合名会社又は合資会社の業務を執行する権利を有し義務を負う社員等のことです。

(イ) 申請年月日

・申請年月日を記載してください。

(ウ) 建築士事務所の名称、所在地

・建築士事務所名称欄に記載し、ふりがなを必ず付してください。

・所在地欄には、郵便番号を必ず記載してください。

(I) 役員の氏名及び役名

・法人の役員全員(業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいう)の役名及び氏名を記載してください。

・業務を執行する社員とは、商法第70条の規定により合名会社又は合資会社の業務を執行する権利を有し義務を負う社員のことです。

・取締役に準ずる者とは、株式会社の 代理権を有する支配人、又は公益法人・協同組合の理

事、監事等のことです。

- ・欄が足りない場合は、役員名簿等を添付し、欄には「別紙のとおり」と記載してください。

(オ) 現登録年月日及び登録番号

- ・現登録有効期間内において登録申請する（更新の場合の）申請書については、現登録年月日及び登録番号を必ず記載してください。

2 添付書類（第六号書式(イ)～(ニ)）等

(ア) 業務概要書 第六号書式(イ)

- ・現登録有効期間内に申請する場合（更新の場合）は必ず記載してください。
なお、建築士事務所としての業務のみを記載してください。
- ・新規登録の場合は記載しないでください。

(イ) 所属建築士名簿 第六号書式(ロ)

- ・管理建築士も含めた所属建築士全員を記載してください。

(ウ) 略歴書 第六号書式(ハ)

- ・登録申請者が管理建築士を兼ねている場合は、管理建築士用の略歴書の記載は要しません。（登録申請者用の略歴書の記載は必要です）
- ・登録申請者が法人の場合、代表者個人の略歴を記載し、印欄には代表者の私印を押印してください。
（ただし、自署の場合においては、押印を省略することができます）

(イ) 誓約書 第六号書式(ニ)

- ・必ず誓約年月日を記載してください。
- ・登録申請者が法人の場合、誓約は法人として行う必要があります。署名の箇所には法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記載し、法人の印鑑（会社の設立登記の際、法務局に届け出たもの）を押印してください。

(オ) 定款（法人のみ）

- ・原則として、定款の事業又は目的に建築に係る設計又は施工管理が掲げられていることが必要です。
ただし、土木工事一般、建設工事一般、総合建設業等が掲げられている場合は建築に係る設計又は施工管理が含まれているものとみなします。
- ・定款に不備のある場合で、株主総会の決議を要する等のために変更が遅れるときは、定款を変更する意思を記載した文書を現行の定款に添付し、後日変更した定款を必ず提出してください。

(カ) 管理建築士が受講した法第24条第2項に規定する講習の修了証の写し

- ・国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習の修了証を添付してください。

法施行前に行われた「みなし講習」を受講された方については、20年12月に「管理建築士講習修了証」が送付されておりますので、その写しを添付して下さい。

法施行時点で、すでに建築士事務所の管理建築士として登録されている方は、その建築士事務所引き続き管理建築士となる場合に限り、法施行後3年以内（平成23年11月27日まで）は修了証の添付が無い場合でも更新申請が可能です。

(キ) 申請書の返付先

- ・登録済みの記載を行った申請書副本を郵送により返付する場合に必要とする欄です。返付先の住所、氏名及び郵便番号を記載してください。

3 登録申請手数料

- ・下記金額について、現金持参、又は金融機関で下記口座へ振込みで納入して下さい。ただし、振込みに要する費用は、登録申請者の負担となります。

一級建築士事務所の場合	15,000円
二級建築士事務所の場合	10,000円
木造建築士事務所の場合	10,000円

(振込口座)

金融機関	第四銀行	白山支店
預金種別	普通預金	
口座番号	1636907	
口座名義	(社)新潟県建築士事務所協会	

(注意) 新潟県収入証紙では、手数料の支払いはできません。

4 その他

- ・建築士事務所は、それぞれ専任の建築士が管理しなければなりません。同一の管理建築士が2つ以上の建築士事務所を管理することはできませんので留意してください。
- ・(社)新潟県建築士事務所協会では建築士事務所登録から5年後の更新の際に、更新の旨の通知を行うようにいたしますが、建築士事務所の登録申請者においても更新忘れのないように適正な建築士事務所の経営管理に努めてください。

5 登録事項変更届（第12号様式）

- ・登録申請書記載事項に変更が生じた場合は、変更が生じた日から2週間以内に登録事項変更届を（社）新潟県建築士事務所に1部提出してください。
- ・登録事項変更届には、従前の登録事項欄は全て記載し、登録変更事項欄は変更該当箇所のみ記載してください。

注1．個人建築士事務所の場合、登録申請者の変更は出来ません。（氏名の変更を除く）

注2．代表者が変更した場合の変更届は、変更後の代表者名で届出を提出して下さい。

注3．所属建築士の変更届出は不要です。（事務所備え付けの「閲覧に供する書類」を更新して下さい）

登録事項の変更内容		変更届	略歴書	誓約書	添付書類
	建築士事務所名称		-	-	
	建築士事務所所在地		-	-	
登録申請者	商号（法人）				定款 もしくは 商業登記簿謄本
	代表者（法人）				
	役員（法人）		-	-	
	氏名（個人） 改姓・改名のみ可		-		戸籍謄本
	管理建築士			-	管理建築士講習修了証 所属建築士名簿

添付書類の定款は、変更済みであることを確認してください

6 申請書及び届出等の記入に関する注意事項

■共通

- ・登録事項に変更のあった場合は、変更届を提出してください（変更が生じてから2週間以内）。その際には、従前の事項は必ず全て記入してください。
- ・法人格を有するものは、必ず法人登録してください。
- ・法人の場合の登録は、役員全員を登録申請者とみなし、その会社の代表者が役員の代表として、登録を申請します。役員名の欄には必ず全員の名前を記載し（書ききれない場合は別添としてください）、誓約書には、役員全員が記載の事項に該当がないかを、誓約してください。

■登録申請書

- ・法人申請の場合、印鑑は設立登記届出印を押印してください（自署省略可）。
- ・新規の場合は、管理建築士講習の修了証番号を必ず記載してください。

■業務概要書

- ・現登録有効期間内のものを、記入してください。
＜例＞現登録年月日が平成16年4月10日、登録有効期限が平成21年4月9日の場合は、平成16年4月10日～平成21年4月9日までの業務概要

■所属建築士名簿

- ・管理建築士の場合は、「一級・二級・木造建築士の別」欄にその旨を記入してください。
- ・「建築士法第22条の2第1～3号に定める講習」とは、改正建築士法により義務付けられた『一級／二級／木造建築士定期講習』を指します。管理建築士講習や改正前に行われていた『建築士のための指定講習』ではないので、記入の際ご注意ください。

■略歴書（登録申請者・管理建築士）

- ・（特に法人の場合）個人の略歴を記載するものなので、申請者の個人印を押印してください。
- ・職歴欄について
 - ① 学校卒業から現在まで、空さなく記入してください。
 - ・建築関係以外の仕事に就いていた場合でも、記入する必要があります。
 - ・無職の場合も無職と記入してください（※極端に短い期間であれば、省略可）。
 - ② 期間の終わりも必ず記入してください。
 - ・〇〇年〇月～〇〇年〇月 もしくは 現在に至る と記入してください。

■誓約書

- ・署名及び押印をしてください。
- ・法人申請の場合
 - ① 印鑑は、設立登記届出印を押印してください。
 - ② 役員全員が記載の事項に該当がないかを、誓約してください。
 - ③ 申請者名欄には、会社の代表者が、代表して署名及び押印してください。
（会社名、代表者役職名、代表者名、設立登記届出印押印）

■定款（法人の場合）

- ・必ず原本証明してください。
- ・原本証明とは、「定款の写しに相違ない」旨の記載、日付、会社名、代表者役職名、代表者名、設立登記届出印押印 の記入によります
- ・定款に変更のあった場合は、
 - 原始定款に株主総会の議事録を添付（原本証明）
 - もしくは
 - 定款を変更又は更新（原本証明） のうえ提出してください。